契約変更理由書

神戸市

工　事　名	長田箕谷線(妙法寺)他1線道路防災対策工事

契約変更後の工事概要

① 長田箕谷線（妙法寺）工区：土工1式、排水構造物工1式、法面工1式、落石防止工、構造物補修工1式、構造物撤去工1式、伐木除根工1式

② 一ノ谷1号線（一ノ谷）工区：土工1式、排水構造物工1式、法面工1式、構造物撤去工1式、伐木除根工1式

設計変更の理由

① 伐採除根工

当初設計では、立木をできる限り残す考えであったが、現地踏査及び設計図書の照査の結果、施工範囲及び周辺の法面から生えている立木について、老朽化していることが判明した。施工に支障になることや、将来の道路の維持管理を勘案し、伐採および除根する必要が生じ、増工となる。（長田箕谷線工区）

② 交通管理工

当該現場はトンネルを抜けて緩やかなカーブで見通しが悪く、下り勾配のため、走行する車の速度が非常に速い。交通管理者との協議および施工計画の見直しにより、片側交通規制を行う必要が生じ、増工となる。（長田箕谷線工区）

③ 残土処分工

現地踏査において、2019 年頃の地山崩壊により、緊急措置で設置していた養生材（ブルーシート、土のう袋、トラロープ等）の経年劣化が著しく、雨水等により流された土砂が混在した状態で、施工範囲に分布していた。

また、有機物（腐葉土、笹の根等）も多く混入している状態であったため、市指定の処分地では受入れが不可であった。ここで処理方法として、土砂と養生材・有機物とを分別し搬出する方法と、民間残土処分地で処分する方法を経済比較した結果、民間残土処分地で処分を行った方が経済的であった。

さらに、より経済的な処分とすることを目的に、民間の処分地への搬出にあたっては、養生材（ブルーシート等）混入土と有機物（草、木の根等）混入土とを分別（残土一次分別作業）することとした。これらのことから、残土運搬および処分工が増工となる。（長田箕谷線工区）

④ 法面工

工事施工範囲の法面を掘削し、法面整形を行い、地質状況を確認したところ、崩落による段差や岩塊剥離による凸凹が見られたため、現場状況に応じた施工へ変更する必要が生じた。1 号吹付枠工（現場打ち法枠＋鉄筋挿入工）および 2 号吹付枠工（現場打ち法枠）の施工範囲が広くなり、増工、プレキャスト法枠工の施工範囲が狭くなり減工、モルタル吹付工の施工が追加となり、増工となる。（長田箕谷線工区）

⑤ その他、現地実測結果に基づく施工数量の増減がある。